

## 「出雲のお店応援市民商品券発行事業」指定店募集要項

出雲市経済観光部商工振興課

市では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている市民生活や事業活動を支援するため、経営に多大な影響を受けている店舗で利用できる全市民向けの商品券を発行いたします。

つきましては、次の指定店要件を満たす事業者の皆さまから、この商品券が利用できる「指定店」を幅広く募集します。

### ■主な指定店要件

市内に事業所（店舗）を有する、次のいずれかに該当する市内中小企業者等であること。  
ただし、コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケットは対象外とする。

- ①事業復活支援金の受給者
- ②出雲市中小企業者等事業復活支援給付金の受給者
- ③島根県飲食店等事業継続特別給付金の受給者
- ④島根県中小企業等事業継続特別給付金の受給者
- ⑤出雲市中小企業者等事業継続支援給付金の受給者
- ⑥出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業の指定店
- ⑦キャッシュレスポイント還元消費喚起事業の指定店

一般消費者向けに事業を実施している下記のような法人及び個人事業者も対象です。

例) 飲食店、小売店、理・美容店、クリーニング、エステ、学習塾、リフォーム、造園、建具、  
内装工事、電気・通信工事、自動車整備、タクシー など

### 1. 「出雲のお店応援市民商品券」の概要

■「出雲のお店応援市民商品券」（以下「商品券」という。）は、以下の内容となります。

発行者	／	出雲市
対象者	／	出雲市民 (令和4年8月1日時点で出雲市に住民登録のある方全員に配付)
利用区域	／	出雲市内
配付金額	／	1人あたり商品券3,000円分(500円券×6枚セット)
発行総額	／	約525,000,000円(発行総数 約175,000組)
配付時期	／	令和4年9月から順次発送予定

### ■利用期間（予定）

利用開始日	／	令和4年10月1日
利用期限	／	令和4年12月31日

## 2. 商品券の指定店の登録

### ■ 指定店の登録要件（これまでの記載と一部重複内容あり）

次の(1)、(2)を満たす者

- (1) 出雲市内に事業所をもつ中小企業者（個人事業主を含む）であり、次の①～⑤のすべてに該当すること。

※中小企業者とは、以下の中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者が対象です。

業種	下記のいずれかに該当する会社 又は個人事業者	
	資本金	常時雇用する従業員
ア. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
イ. 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ. サービス業	5千万円以下	100人以下
エ. 小売業	5千万円以下	50人以下

- ① 出雲市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。
- ② 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律に定める次の店舗・施設ではないこと。  
ア 同法第2条第1項第4・5号に該当するもの（パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなど）  
イ 性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの。
- ③ 宗教上の組織又は団体ではないこと。
- ④ 政治団体でないこと。
- ⑤ コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストアでないこと。

- (2) 次の①～⑦のいずれかに該当すること。

- ① 事業復活支援金の受給者  
② 出雲市中小企業者等事業復活支援給付金の受給者  
③ 島根県飲食店等事業継続特別給付金の受給者  
④ 島根県中小企業等事業継続特別給付金の受給者  
⑤ 出雲市中小企業者等事業継続支援給付金の受給者  
⑥ 出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業の指定店  
⑦ キャッシュレスポイント還元消費喚起事業の指定店

### ■ 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

- (1) しまね電子申請サービスからインターネットで申請  
申請方法については別添チラシ裏面「しまね電子申請サービスでの申請方法について」をご確認ください。
- (2) 紙で申請  
別添の「指定店登録申請書」を記入し、出雲市商工振興課に郵送してください。  
※申請に係る封筒、切手については、申請者様でご負担ください。  
※申請時提出書類は、指定店要件の該当項目によって異なります。  
※なお、申請書は1枚コピーし控えとしてお手元に保管のうえ、送付してください。

## ■誓約・同意事項

申請にあたり、以下のすべての誓約・同意をお願いします。

- (1) 店舗では新型コロナウイルス感染症対策の業界ガイドラインに基づき感染症対策を実施すること。
- (2) 募集要項及び本事業概要を全て承知し適正に申請し、登録後も遵守すること。
- (3) 市からの事業実施に係る問合せ等に誠実に対応すること。
- (4) 必要に応じて市職員が行う調査のために、関係書類の提出並びに指導、事情聴取及び立入検査に応じること。

## ■市内に複数の店舗を有する場合

市内に複数の店舗を有する場合は、店舗ごとに登録申請をしてください。

## ■申請期限（1次締切）

**令和4年7月29日（金）【受付完了】** ※受付完了とは、申請内容に不備が無く受理された状態

※一次締切日までに受付完了された場合は、商品券発送時に同封する指定店一覧チラシに店名を掲載します。期限後も令和4年11月30日（金）までの申請は受け付けますが、指定店一覧チラシには掲載できません。（市のホームページ上の指定店一覧表には順次掲載します。）

## 3. 商品券の指定店登録申請後の流れ

### ■指定店登録の有無

申請いただいた情報に基づき、メールにて指定店登録の有無を順次送付いたします。

### ■関係書類のお届け

指定店として必要な指定店登録証やポスター、ステッカー、換金請求書等一式を9月中旬ごろに順次送付します。併せてお届けする説明書に従って、店頭でポスター掲示等をお願いします。

## 4. 商品券を使った取引とその留意事項

### ■商品券を使った取引

- (1) 指定店での500円以上の取引に利用することができます。釣銭は出さないでください。  
例) 520円（消費税込み）の商品の場合＝商品券1枚（500円分）と現金20円を受け取る。
- (2) 次のものには利用できません。
  - ① 現金、切手、官製はがき、印紙、宝くじ、他の商品券、プリペイドカード
  - ② たばこ
  - ③ 税金等の国・県・市への支払
  - ④ 不動産や金融商品（有価証券等）
  - ⑤ 出資や債務の支払 など 詳しくは市ホームページをご覧ください。
- (3) 利用期限後の取扱はしないでください。（利用期限後、商品券は無効となります。）
- (4) 商品券は、偽造対策を施してあります。カラーコピー等偽造商品券でないか確認していただくとともに、不正利用が疑われる場合は、受け取らず速やかに警察に通報してください。同時にその旨を市にも報告してください。
- (5) 商品券は自己の責任において保管するものとし、紛失、盗難又は滅失等の事故に対し、発行者である市はその責を負いません。
- (6) 著しく破損、汚損した商品券は受け取らず、市に相談するよう案内してください。（商品券が半分以下に破損したものは利用できず、交換もできません。）
- (7) 他の商品券と併用いただけます。

■指定店としての制限

指定店は、自らの事業活動に伴う仕入商品等の購入や自社商品の購入には、商品券を利用することができません。

このことに反する行為があった事業者へは、指定を取り消すなどの措置をとる場合があります。

5. 来店客から受け取った商品券の換金について

■商品券の換金方法については、指定店の登録後に、別途詳細な方法をお知らせいたします。  
以下、概要をお知らせします。

■商品券の換金までの主な流れ

- (1)利用者が商品券を店舗で利用
- (2)店舗は、取引で受け取った商品券裏面の指定店使用欄に指定店番号又は店名を記入。
- (3)換金請求書に必要事項を記入し、使用済み商品券とともに換金委託事業者へ  
※換金請求書の記入方法・換金委託事業者への方法は別途お知らせいたします。
- (4)申請された指定振込口座へ振り込みます。振込手数料の負担はありません。  
※振込の期間等については別途お知らせいたします。

■換金期間（予定）

令和4年10月上旬から令和5年1月下旬までの別途指定する日

6. スケジュール（予定）

令和4年	7月	29日	指定店登録申請期限（一次締切）
	7月	月上旬～	指定店の登録有無についてメール連絡
	9月	月上旬～	商品券順次発送
	9月	月中旬～	指定店へ関係書類（ポスター等）を発送
	10月	1日	商品券利用開始
	11月	30日	指定店申請期限
	12月	31日	商品券利用期限
令和5年	1月	下旬	換金請求期限

7. 申請書提出・問合わせ先

【申請書送付先】※以下のように宛名をお書きください。

〒693-8530 出雲市今市町70番地  
出雲市 商工振興課（商品券事務局） 行  
「出雲のお店応援市民商品券 指定店登録申請書類 在中」

【問合せ先】出雲のお店応援市民商品券事務局

Tel 0853-21-6219

《ご注意》

本書に記載の事項は、令和4年7月4日現在の商品券事業の概要です。事業の進捗によりやむを得ず内容を変更する場合があります。

今後お届けする資料を必ず確認いただき、円滑な事業実施ができますよう、ご協力をお願いいたします。